低圧トランス	1,011台
低圧コンデンサ	22,691台
柱上トランス	439,421台
安定器	178,445個
ポリ塩化ビフェニル	505kg
ポリ塩化ビフェニルを含む油	36,367kg
その他の機器等	34,062台

㈱　特別措置法第８条に基づく届出は、平成26年２月28日に届出様式が改正されるまで、ポリ塩化ビフェニルを使用した高圧トランス及び高圧コンデンサ等と、ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（以下「電気機器等」という。）（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等」という。）との識別がつかないものが存在する。

第２節　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

１　高圧トランス等・高圧コンデンサ等及び廃ポリ塩化ビフェニル等

ポリ塩化ビフェニルを使用した高圧トランス及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（以下「高圧トランス等」という。）並びにポリ塩化ビフェニルを使用した高圧コンデンサ及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（以下「高圧コンデンサ等」という。）の発生量、保管量及び処分量については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量等に基づき推計した結果、次の表に掲げるとおりと見込まれる。

年　　度	発　生　量	処　分　量	保　管　量
平成24年度まで	—	高圧トランス等 9,965台 高圧コンデンサ等 146,237台	高圧トランス等 約7,100台 高圧コンデンサ等 約156,000台
平成25年度以降	高圧トランス等 約700台 高圧コンデンサ等 約28,000台	高圧トランス等 約7,800台 高圧コンデンサ等 約183,000台	—

本表に示すもののほか、廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油（以下「廃ポリ塩化ビフェニル等」という。）が保管されており、順次処理が行われる見込みである。また、特別措置法の届出義務があるにもかかわらず未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄物や使用中の使用製品が存在する。

使用製品が廃棄物となったものの処理施設は、我が国における過去約40年間の取組の結果、日本環境安全事業株式会社を活用したポリ塩化ビフェニル廃棄物の拠点的な広域処理施設（以下「拠点的広域処理施設」という。）のみであることから、未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者や、使用製品を使用する事業者に対し、第２章第３節に記載する計画的処理完了期限までに確実に処理委託がなされるよう、関係機関が連携して取り組まなければならない。

また、未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄物については、その保管状態によっては環境汚染が懸念されること、また、ストックホルム条約における使用中の機器による人の健康や環境への影響の防止に関する規定を踏まえ、早期に適正に保管・処分されることが重要である。

２　安定器等・汚染物

ポリ塩化ビフェニルを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等のポリ塩化ビフェニル汚染物（以下「安定器等・汚染物」という。）について、平成24年度までに936トンの処理を行った。また、特別措置法第８条に基づき届出された安定器等・汚染物は、主なものとして安定器が約600万個、低圧コンデンサが約170万台、感圧複写紙が約700トンであり、これらの情報により推計すると、平成25年度以降の処理対象量は、約11,000トンとなる。

３　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について、使用中のものも含めた量は、柱上トランス以外の電気機器が約120万台、柱上トランスが約146万台、ＯＦケーブルが約1,400キロメートル存在すると推計されている。

第２章　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

第１節　保管事業者、製造者等、国及び地方公共団体の役割

１　保管事業者の役割

保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理する責務を有する。保管事業者と関係のある事業者団体等においては、保管及び処分の状況の都道府県又は特別措置法第19条第１項の政令で定める市（以下「都道府県市」という。）への確実な届出並びに適正な保管及び計画的な処分が行われるよう、関係行政機関が行う保管事業者への指導及び助言（以下「指導等」という。）並びに普及啓発に協力することが期待される。

また、保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物が処理されるまでの間、都道府県市の指導等に従い、ポリ塩化ビフェニルの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないようにその保管状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を講ずるとともに、紛失したり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物ではないものとして処分したりすることのないよう適正に保管しなければならない。また、保管事業者は、計画的かつ適正に処分を行わなければならない。なお、保管事業者は、処分に当たっては、都道府県市の指導等に従い、漏えいのおそれその他の保管の状態に応じて安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

とりわけ、多量のポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者（以下「多量保管事業者」という。）にあっては、特別措置法に基づき、都道府県及び特別措置法第７条第１項の政令で定める市（以下「都道府県等」という。）が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）に即し、及び都道府県市の指導等に従い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定することが求められる。

２　製造者等の役割

製造者等は、使用製品を使用する事業者及び保管事業者に対し、これらの事業者が、使用製品であること及び使用製品が廃棄物となったものがポリ塩化ビフェニル廃棄物であることを確知できるように使用製品の特定の方法その他のポリ塩化ビフェニルの使用の有無を判断するために必要となる情報を提供することに努めなければならない。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）及び日本環境安全事業株式会社等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う者に対し、これらの者が処理を支障なく行えるようにポリ塩化ビフェニルの組成、使用製品の材質、添加剤に関する情報その他の円滑な処理に必要となる情報を提供することに努めなければならない。なお、国、都道府県市及び日本環境安全事業株式会社は、様々な媒体を用いることにより、これらの情報を広く提供する等、製造者等の取組に協力するものとする。